

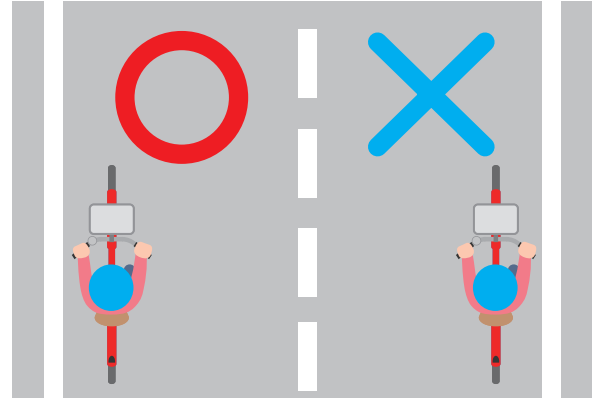


# 自転車の交通ルール!!

自転車は、車道が原則、歩道は例外



車道は **左側** を通行



歩道は**歩行者優先**で、車道寄りを徐行

※歩行者の妨げになる場合は、一時停止



交通ルールを守る

飲酒運転は禁止 / 二人乗りは禁止 / 並進は禁止 / 夜間はライトを点灯 / 信号を守る / 交差点での一時停止と安全確認



飲酒運転禁止

子どもはヘルメットを着用



夜間ライト点灯



一時停止

違反をすると、懲役や罰金が科される場合があります。

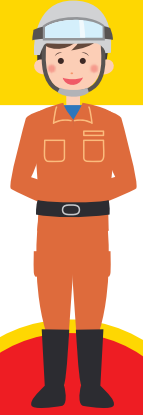
## 交通事故への対応



110



- 負傷者がいる場合は、電話番号119番で救急車を呼びましょう。
- 負傷者の有無にかかわらず、警察に電話番号110番で連絡しましょう。
- 自転車の運転者も警察官に事故状況を報告する義務があります。



119



## 乗車中の携帯電話は使用禁止!

携帯電話を手に持って通話したり、ボタン操作をしながら運転するのは禁止されています。



## 自転車保険入っていますか?



「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、静岡県内で自転車を利用する場合、自転車保険に加入しなければなりません!!